

# 福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン

MAFF

令和7年6月に閣議決定された政府の復興基本方針を踏まえ、被ばく線量管理を行う場合の留意事項をまとめた「森林作業ガイドライン」を策定しました。

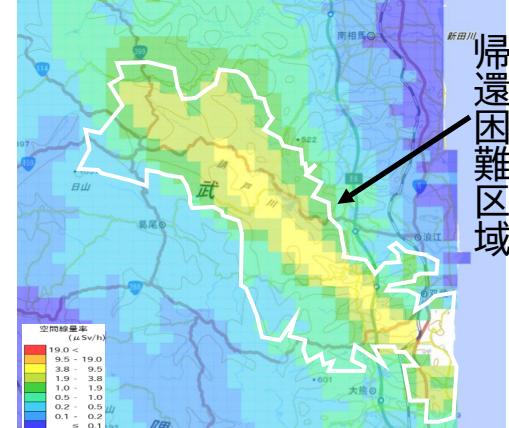
## ＜ポイント＞

- 空間線量率等が一定の基準値※以下の箇所であれば、被ばく線量管理を行わなくても森林整備ができること

⇒ 帰還困難区域であっても、森林整備が可能な箇所は広く存在

- 空間線量率等が一定の基準値を超える箇所であっても、作業種や作業期間等の組合せの工夫により、安全に作業ができること

⇒ 森林作業に特化して、着手前、作業中、完了後の具体的な被ばく線量管理手順を記載  
作業者の年間被ばく線量を試算するツールも掲載



航空機モニタリング（2024.12）による  
空間線量率の状況

## ※「一定の基準値」とは？

次の①と②の両方を満たせば、被ばく線量管理は不要です。

### ①平均空間線量率が2.5μSv/h以下

（平均空間線量率の確認方法）

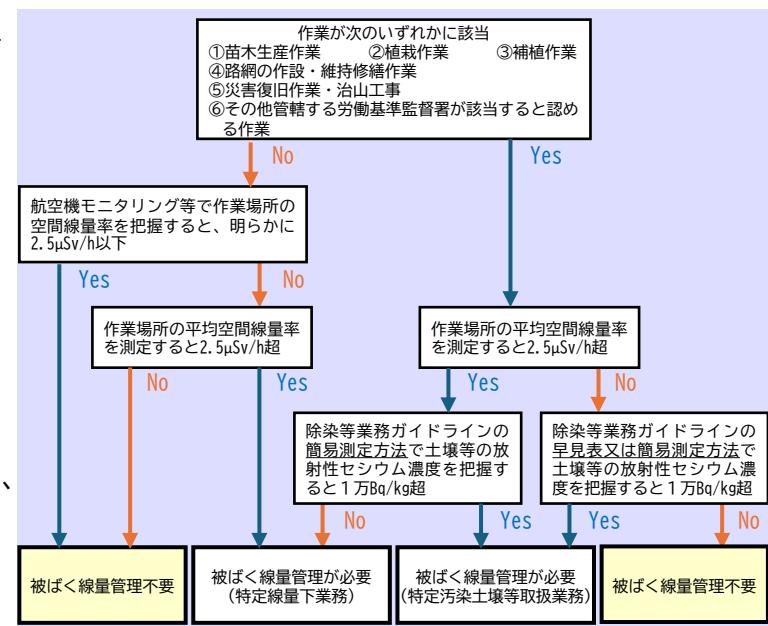
#### ア 航空機モニタリングのデータで確認

1.9μSv/h超のエリアは、イにより測定

#### イ サーベイメータを用いて測定

（測定方法の例）

- ・地上1mの高さで測定
- ・NaIシンチレーション式サーベイメータ等を使用
- ・同じ場所で作業を継続するときは、2週間につき1度測定
- ・作業場所の区域の中で1,000m<sup>2</sup>ごとに、最も線量が高いと見込まれる点の空間線量率を少なくとも3点測定し、測定結果の平均を使用



被ばく線量管理の有無を判断するためのフロー

### ②土壤等の放射性セシウム濃度が1万Bq/kg以下

「森林作業ガイドライン」の詳細はこちら

[https://www.ryna.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/sinrinsagyou\\_guideline.html](https://www.ryna.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/sinrinsagyou_guideline.html)

